

岡山大学マッチングプログラムコース規則

〔平成17年12月1日〕
〔岡大規則第10号〕

改正 平成19年2月 1日規則第 3号
平成20年3月27日規則第16号
平成21年2月25日規則第 3号
平成22年2月25日規則第 2号
平成23年3月31日規則第15号
平成25年9月30日規則第13号
平成26年4月30日規則第10号
平成28年3月29日規則第27号
平成28年9月29日規則第31号

（趣旨）

第1条 この規則は、岡山大学学則（平成16年岡大規則第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、岡山大学マッチングプログラムコース（以下「コース」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 コースを設置する学部（以下「設置学部」という。）は、文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部（医学科を除く。）、薬学部（薬学科を除く。）、工学部、環境理工学部及び農学部とする。

（運営）

第3条 コースの特徴である既存の学部の枠組みを超えた教育体系を実践するため、コースの運営は、設置学部と教育・学生支援機構が連携し、各学部の協力を得て行う。

（運営委員会）

第4条 コースの円滑な運営と教育の実施のため、コースに関する重要事項を審議する組織として、岡山大学マッチングプログラムコース運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

（募集）

第5条 コースの募集は、文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部保健学科、薬学部創薬科学科、工学部、環境理工学部及び農学部から入学定員合計16人を措置し、一括して募集・選抜を行う。

（入学者選抜方法等）

第6条 コースの入学者選抜は、アドミッション・オフィス方式による総合評価により行う。

2 コースの合格者は、運営委員会で選考の上、設置学部の教授会の議を経て、当該学部長の申出に基づき、学長が決定する。

（入学前準備教育）

第7条 入学予定者に対して、入学後のコースの学修を円滑に行うため、入学までの間に

入学前準備教育を行う。

2 入学前準備教育に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育課程)

第8条 コースの教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

2 教養教育科目は、導入教育科目、知的理解科目、言語科目、実践知・感性科目、汎用的技能と健康科目、高年次教養科目に区分する。

3 専門教育科目は、専門基礎科目及び専門科目により編成し、専門基礎科目は、MP教育科目とし、専門科目は、課題科目とする。

4 各授業科目及び単位数等は、別表第1のとおりとする。ただし、必要があるときは、別表第1に掲げる授業科目以外の科目を特別に開講することがある。

5 前項の授業科目の配当年次及び履修方法等に関し、必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第9条 授業科目の単位の計算方法については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

三 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

四 課題研究については、それに必要な学修等を考慮して、10単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準は、前項第1号から第3号までに規定する基準を考慮して別に定める。

(成績評価基準等の明示)

第10条 授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画並びに成績評価基準は、講義要覧等により学年の始めに公表する。

(単位の認定)

第11条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に照らし、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

(授業科目の公示)

第12条 学年の始めに、その学年における授業科目名及び担当教員名を公示する。ただし、科目によっては、学期の始めに又は必要に応じて学期若しくは学年の中途において公示する場合がある。

(履修手続)

第13条 学生は、履修しようとする科目を所定の方法により、学期の始めに届け出なければならない。ただし、前条ただし書の場合は、それぞれ公示された時期に届け出るものとする。

2 設置学部以外の学部の授業科目の履修を希望するときは、所定の手続きを経て、当該学部長の許可を受けるものとする。

(履修科目の上限設定等)

第14条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間に登録することができる単位数の上限を別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条 学生が、他の大学（外国の大学を含む。以下同じ。）又は短期大学（外国の短期大学を含む。以下同じ。）の授業科目の履修を希望するときは、願出しなければならない。

2 前項の願出があったときは、当該大学又は短期大学との協議の成立したものについて許可するものとし、その取扱いについては別に定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第16条 学生が、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修を希望するときは、所定の様式により願出で許可を受けなければならない。

2 学生が、前項に規定する学修その他文部科学大臣の定める学修を行った場合の取扱いについては、別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第17条 学生がコースに入学する前に大学又は短期大学において修得した授業科目の単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、コースにおいて修得したものととして認定することがある。

2 前項の規定により、修得したものととして認定できる単位数は、岡山大学において修得した単位以外のものについては、前2条の規定によりコースにおいて修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（所属学部）

第18条 コースの学生は、設置学部の所属とする。

2 学生の所属方法及び学籍の管理方法等については、別に定める。

（転課程）

第19条 コースの学生が、各学部のコース以外の教育課程へ転課程を志願する場合は、所定の手続きを経て、所属学部の長の許可を受けなければならない。

2 各学部のコース以外の教育課程からコースへ転課程を志願する場合は、選考の上、許可することがある。

3 転課程の方法、時期及び既修得単位の認定方法については、別に定める。

（在学期間の通算及び既修得単位の認定）

第20条 前条の規定により転課程をした者の在学期間及び既修得単位の取扱いについては、別に定める。

（卒業の要件）

第21条 コースの学生の卒業要件は、コースに4年以上在学し、別表第2に定める卒業要件単位以上を修得することとする。

第22条 削除

（卒業の認定）

第23条 卒業の認定は、運営委員会で事前審査の上、学生の所属学部の教授会の議を経て、当該学部長の申出に基づき、学長が行う。

（学位）

第24条 卒業者に授与する学士の学位に付記する専攻分野の名称は、学術とする。

（雑則）

第25条 この規則に定めるもののほか、コースに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、平成18年度入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条、第14条、第22条、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成25年9月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月30日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行し、改正後の第8条の規定は、平成28年度入学生から適用する。。
- 2 岡山大学マッチングプログラムコース規則の一部を改正する規則（平成26年規則第10号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年度以前の入学者に係る別表第1及び別表第2の規定については、同項並びに改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。
- 3 平成27年度以前に、改正後の別表第2に定める卒業要件単位数を超えて取得した区分「総合選択履修科目」の単位については、同表の区分「課題科目」の課題探求科目に算入する。

附 則

この規則は、平成28年9月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表第1（第8条関係）

【平成28年度以降入学者用】

科目区分		授業科目	卒業要件単位数			
			必修		選択	
			単位数	備考	単位数	備考
教 育 科 目	導入教育	開講授業科目及び単位数については、岡山大学全学教育・学生支援機構基幹教育センター長が学年の始めに公示する。	2単位			
	知的理解		6単位	各学系ごとに2単位以上	教養教育科目11単位以上。	
	実践知・感性					
	汎用的技能と健康		1単位		加えて、スポーツ専門科目演習は2（課題科目の課題探求科目	に限る。）英語コミュニケーションを除く。
	言語		10単位	指定する英語6単位及び指定する言語科目から4単位。ただし、国際バカロレア入試入学生においては、指定する英語2単位を含む10単位。	英語コミュニケーションを除く。	ただし、14単位を上限とする。
専 門 教 育 科 目	専 門 基 礎 科 目	MP教育科目	MP個別指導1	2単位		
			MP個別指導2	2単位		
			MP個別指導3	2単位		
			英語（MPコースI A）	1単位		
			英語（MPコースI B）	1単位		
			英語（MPコースII A）	1単位		
			英語（MPコースII B）	1単位		
			MP教養ゼミ（コミュニケーション）	1単位		
			MP教養ゼミ（日本語）	1単位		
			MP教養ゼミ（異文化）	1単位		
	MP教養ゼミ（自然科学）	1単位				
	MP教養ゼミ（倫理・哲学）	1単位				
	専 門 科 目	課題科目	課題探求科目 （各学部が開講する専門教育科目）	52単位		教養教育科目（導入教育科目を除く。）とあわせて17単位。
			課題研究	10単位		

別表第 2 (第 2 1 条関係)

卒業要件単位

【平成 2 8 年度以降入学者用】

必修・選択の別	区 分			卒業要件単位
必修	教養教育科目			3 0 単位
	専門教育科目	専門基礎科目	M P 教育科目	1 5 単位
		専門科目	課題科目	6 2 単位
選択	教養教育科目又は専門教育科目			1 7 単位
合 計				1 2 4 単位